

【声明】 地方自治権に対する国の広範な介入を無批判に認めた 3 月 26 日の最高裁判決に抗議し、政府による辺野古埋立工事と沖縄県への不当な圧力の即時中止を求める

辺野古新基地建設をめぐる沖縄県が行った埋立承認撤回（2018 年 8 月）を国土交通大臣が取り消した裁判（2019 年 4 月）は違法な関与^{〔注〕}であるとして、県知事が国に裁判の取消を求めた裁判で、3 月 26 日、最高裁第 1 小法廷は、昨年 10 月の高裁判決をそのまま丸呑みして、沖縄県の上告受理申立てを棄却した。

最高裁は、公有水面埋立についての知事の「私人等に対する免許処分」と「国に対する承認処分」のいずれもが、処分を受けて初めてその事務事業を適法に実施しうること、そしてその条件や規律も「実質的に異ならず、国の機関等は一般私人と変わらない」という点で、国交大臣の裁判は違法な「国の関与」にあたらぬとして、上告を認めなかった。さらに一歩踏み込んで、「国の機関等が一般私人に優先するなど特別に取り扱われてい」ないかぎり、国の機関（防衛省沖縄防衛局）も私人（民間企業など）と「実質的に異ならない」とした。

確かに、私人等に対して県知事が埋立の「免許」を与える行為と、国の機関に対して県知事が埋立工事をするに支障がないか検討して埋立を「承認」する行為は、「知事が認めることなしには埋立できない」という点では共通する。だが、「承認」を受けた国の機関と「免許」を受けた私人では、その後の法的な制約は全く異なる。すなわち、公有水面埋立法全体のしくみから、私人と異なる国の機関の特殊な地位（資格）が自ずと導かれる。だが、最高裁判所は、あえて後者には目をふさぎ、前者の「申請と審査内容」という同法のしくみの一部のみをとらえて、そこから沖縄防衛局の立場がただちに「一般私人が立ち得ないような立場」とはいえないとする恣意的解釈を行った。このことによって、国の機関である沖縄防衛局が、国民救済の制度である行政不服審査法を利用して、国土交通大臣に対して県の撤回を取消すよう求め、国交大臣が取消の裁判をしたことを、裁判所は容認したのである。

しかし、そもそも沖縄防衛局は、埋立工事に際して私人では持ち得ない種々の特殊な地位を活用し、米軍基地内に立ち入って、基地用地の埋立を行っている。それが一般私人と「実質的に異ならない」はずがないというのが社会の通常な感覚であり、最高裁の判断はあまりに恣意的で、沖縄県民はもちろんのこと全国民が到底受け入れられないものである。

今回の最高裁判決は、沖縄県民が総意として反対している工事を政府が強行すること、あるいは公有水面埋立法の便宜的な解釈・運用に、お墨付きを与えただけではない。「法律上都道府県知事が行使できる権限でさえも、知事の判断が国の意向と異なる場合には、国は、地方自治法で決められた手続をとることなく、行政不服審査法を悪用して知事の決定を覆すことができる」という可能性を、理由を示すことなく認めたのである。この点において最高裁は、憲法や地方自治法が保障する地方自治体の国に対する対等平等で自主的な地位を、実質的にねじ曲げたといわざるをえない。この判決は行政の専断と横暴に途を開き、法の支配を犠牲にするものであり、私たちは今回の最高裁判決に厳重に抗議する。

日本科学者会議は、辺野古新基地建設の即時中止と原状回復を繰り返し求めてきた。これには、軍事基地建設が社会・自然環境の持続可能性をそこねるとの一般的批判に加えて、辺野古新基地建設は、生態学的にも地質学的にも工事が困難であり、法的正義からして許されないと確信、さらには沖縄県民投票をはじめ再三再四にわたる沖縄県民の自主的意思決定を露骨に踏みにじって、国が沖縄県の自治権を侵害する「関与」をしてきたことなど、憲法がうたう「地方自治の本旨」という普遍的価値を政府が破壊することを許してはならないという決意をこめている。

辺野古新基地建設による人権・民主主義・平和・自治の侵害や自然環境の破壊の問題、そして軟弱地盤問題は、本会に限らず広く専門・学術団体が指摘してきたところであり、今回の最高裁判決によって何ら解消されるものではない。政府はこうした指摘に誠実に向き合い、埋立を即時中止して原状回復することを求める。特に、農林水産大臣による沖縄県知事の事業者・沖縄防衛局長に対する「サンゴ特別採補許可処分の発出」についての「是正の指示」（2 月 28 日付）のような無法なことをただちにやめるよう求める。

2020 年 4 月 10 日

日本科学者会議全国幹事会
日本科学者会議沖縄支部
日本科学者会議平和問題研究委員会

〔注〕 「関与」とは、国の行政機関が地方公共団体に対して、その事務処理に関して行う権力性をともなう行為を指す法律用語である。